

令和 2 年 4 月 1 7 日

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対応について（案）

令和 2 年 4 月 1 6 日、政府から、緊急事態宣言が発出されたことを踏まえ、改めて、強い危機感を持って、下記の点に留意し、感染拡大の防止に努めていくこととします。

なお、議会主催の行事等の中止または延期の判断については、「新型コロナウイルス感染症に係る県主催のイベントの開催基準について」（別添、令和 2 年 4 月 1 3 日時点）等を参考に、行事等を所管する会議等の場で行うものとしします。

記

【3つの密を避ける】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するためには、次の3つの密が重ならないよう感染防止の徹底に取り組む。

密閉空間（換気の悪い密閉空間である）

密集場所（多くの人々が密集している）

密接場面（お互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）

なお、会派控室、執務室についても、可能な限り同様の感染防止に努める。

3つの密を避けるための具体的な取組

(1) 換気の徹底等

○議事等に影響の無い範囲で、扉ないし窓を開放する。

○概ね1時間に1回は休憩を取り、換気する。

(2) 接触感染の防止

○こまめな手洗いや手指の消毒を徹底する。

○出席者等に対し、感染防止措置への協力を要請する。

(3) 飛沫感染の防止

○人と人との間に十分な距離を保持する。

○マスクを着用するよう求めるとともに、咳エチケットを徹底する。

○会議に出席する者の数を極力減らすよう要請する。

【参考】 議会に係る会議、行事等の種類

- 1 会議（法令等で規定されている会議）
 - ・本会議
（地方自治法、三重県議会会議規則）
 - ・常任委員会、議会運営委員会、特別委員会
（三重県議会委員会条例（本会議の規定の準用））
 - ・代表者会議、全員協議会、議案聴取会、委員長会議、広聴広報会議、各派世話人会、災害対策会議
（三重県議会会議規則で定める協議調整の場）
 - ・検討会
（三重県産材利用促進に関する条例検討会運営要綱）
 - ・調査会
（選挙区及び定数に関する在り方調査会運営要綱）
 - ・議会改革推進会議
（三重県議会改革推進会議規約）

- 2 議会主催の行事等
 - ・出前講座
 - ・高校生県議会
 - ・現場 de 県議会
 - ・インターンシップ
 - ・県内調査、県外調査
 - ・議員勉強会

- 3 施設管理等
 - ・会派控室、議会図書室、事務局執務室
 - ・議事堂見学

- 4 その他
 - ・他自治体議会からの視察
 - ・議会への要望等
 - ・政策担当者会議
 - ・各種議連
 - ・元県議三重の会